

年 8 月 30 日道発第 372 の 4 号道路局長通知)」に基づき、必要な標識及び表示施設を設けるよう指導すること。

7 復旧工事に伴う発生物件については、原因者施行工事の場合は工事完了後に、管理者施行工事の場合は負担金完納後に原因者に引き渡すこととなるが、もし原因者が引き取らない場合は、できるだけ所有権放棄承諾書を徴し、県において処分すること。

8 処分に対し異議申立てがなされたときは、すみやかに本庁道路保全課に協議すること。

9 本要領は道路損傷行為に関する標準的な事務処理を定めたものであるが、実際の道路損傷行為にはさまざまなケースがある。このため、要領に沿った事務処理が困難な場合は、個々のケースに応じ適切な対応に努めるものとし、要領の取扱い等で疑義が生じた場合等は、本庁道路保全課に協議すること。

## 道路損傷行為に関する事務処理要領

### (目的)

第 1 条 熊本県が管理する国道及び県道における道路損傷行為に関する事務処理については、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 道路損傷行為

道路管理者以外の者が道路を損傷し、又は汚損した行為で、道路に関する工事又は道路の維持の必要を生じさせたものをいう。

#### (2) 損傷復旧工事

道路損傷行為により復旧の必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持をいう。

#### (3) 管理者施行工事

道路管理者たる熊本県が施行する損傷復旧工事をいう。

#### (4) 原因者施行工事

道路損傷行為について責任を有する者（以下「原因者」という。）が自ら施行する復旧工事をいう。

### (損傷行為の確認等)

第 3 条 地域振興局の土木部長（以下「部長」という。）は、道路損傷行為による被害の発生を知ったときは、当該行為の原因、被害の状況その他必要な事項を調査し、道路損傷行為処理票（別記様式第 1 号）を作成しなければならない。

2 部長は、前項の調査の結果、必要があれば被害届（別記様式第 2 号）を当該地域を管轄する警察署長に提出するものとする。

### (損傷復旧工事の施行)

第4条 損傷復旧工事は、道路管理者が施行するものとする。

2 原因者が判明した損傷復旧工事で、次の各号に該当するものは、前項の規定にかかわらず原因者に工事を施行させることができる。

(1) 原因者に施行させることについて、道路管理上支障がないと部長が認めるもの

(2) 原因者が遅滞なく、かつ、確実に工事を施行すると認められるもの

(費用負担命令等)

第5条 前条第1項に基づき管理者施行工事として処理する場合には、部長は、費用負担命令書（別記様式第3号）により原因者に対し損傷復旧工事に要する費用の負担を命じるものとする。

2 前項に規定する費用負担命令により原因者に命ずる負担金の額は、復旧工事に係る契約書又は請求書等の金額によるものとする。

3 部長は、原因者に対し費用負担命令を発した後、設計変更等により前項に規定する負担金の額に変更が生じた場合は、費用負担変更命令書（別記様式第4号）により速やかに当該負担の変更を命じるものとする。

4 損傷を受けた物件が著しく老朽化していると認められる場合において、次の各号の一に該当するときは、第2項の規定にかかわらず、費用負担命令は、応急措置費用（損傷時の交通処置費用及び通常程度の清掃費用を除く。）を限度として行うものとする（ただし、明らかに故意により損傷を与えた場合を除く。）。

(1) 損傷を受けた物件について、既に撤去又は取替えの工事が発注されている場合

(2) 損傷を受けた物件について、当該損傷行為が発生した日の属する年度内に撤去又は取替えに関する工事の発注計画がある場合

5 不可抗力を原因とすることが明らかな場合において、次の各号の一に該当するときは、第2項の規定にかかわらず費用負担命令を行わないものとする。ただし、(2)に該当する場合において、追突した者等の第三者が判明しているときは、当該第三者に対して費用負担命令を行うものとする。

(1) 正当に駐停車中の車両が台風により横転し損傷を与えた場合等、台風、地震等の自然災害を原因とする場合で、他の要因によらないことが明らかな場合

(2) 正当に駐停車していたにもかかわらず、後続車に追突され損傷を与えた場合等、当該損傷が第三者のみを原因とする場合で、他の要因によらないことが明らかな場合

(収入の手続き等)

第6条 部長は、費用負担命令又は費用負担変更命令を発したときは、直ちに歳入徴収者に通知しなければならない。

2 前条に係る負担金の歳入科目は、次のとおりとする。

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入

3 この要領に定めのない収入の手続については、熊本県会計規則の定めるところによる。

(工事施行命令)

第7条 部長は、第4条第2項に基づき原因者施行工事として処理する場合には、工事施行命令書（別記様式第5号）により原因者に対し復旧工事の施行を命じるものとする。

(工事着手届)

第8条 部長は、原因者施行工事に着手しようとする者に対し、事前に工事着手届（別記様式第6号）を提出させるものとする。

(指導・監督)

第9条 部長は、原因者施行工事の施行について必要な指導、監督を行わなければならない。

(完了検査等)

第10条 部長は、原因者施行工事が完了した時は、速やかに工事完了届（別記様式第7号）を提出させ、当該工事の完了検査を行うものとする。

(1) 検査に合格した場合

工事引渡書（別記様式第8号）により、原因者から当該物件の引渡しを受けるものとする。

(2) 検査に合格しない場合

工事内容が不適当なため、合格と認められない場合には、部長は、原因者に対し補修工事施行命令書（別記様式第9号）により補修を要する部分の工事の施行を命じるものとする。

なお、この場合には、第8条から第10条までの規定を準用する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月11日から施行する。

第5条第4項又は第5項に該当する場合には、当分の間、道路保全課長に事前協議すること。

この通知による取扱いは、平成17年1月1日以降に発生した道路の損傷行為及び汚損行為について適用する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

(別記様式第 1 号)

道路損傷行為処理表

振興局 No.

受付日 年 月 日

担当者

|       |              |                                      |                                      |      |
|-------|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|------|
| 事故の内容 | 発生日時         | 平成 年 月 日<br>午前・午後 時 分頃               |                                      | 発見状況 |
|       | 路線名          | 国道・県道 路線番号 ( ) 線                     |                                      |      |
|       | 場所           |                                      |                                      |      |
|       | 損傷内容         |                                      |                                      |      |
|       | 事故車両         | 車種                                   | 車両番号                                 |      |
|       | 行為者          | 氏名 ( 才 )<br>住所 (TEL ) 勤<br>務先 (TEL ) |                                      |      |
|       | 責任者          | 氏名 ( 才 )<br>住所 (TEL )<br>行為者との関係     |                                      |      |
|       | 対物保険<br>加入状況 | 有<br>無                               | 保険額 ( ) 保険会社名 ( )<br>担当者名 ( ) (TEL ) |      |

|  |             |       |
|--|-------------|-------|
|  | 警察署への被害届    | 年 月 日 |
|  | 原因者<br>施行工事 |       |
|  | 管理者<br>施行工事 |       |
|  | 特記事項        |       |

※責任者の欄には、雇用者(被用者の場合)、親権者(未成年の場合)等を記入すること。

(別記様式第 2 号)

第 号  
平成 年 月 日

(所轄) 警察署長 様

熊本県 振興局長

被 害 届

当局が管理する道路について、下記のとおり被害を受けましたので届けます。

記

- 1 事故発生年月日 平成 年 月 日 時 分頃
- 2 事故発生場所
- 3 損害物件及び数量
- 4 調査状況

(別記様式第 3 号)

熊本県達 第 号○  
(原 因 者 住 所) ○○  
( 氏 名 ) ○

費 用 負 担 命 令 書

下記の道路損傷行為については、道路管理上支障があるため当県において復旧工事を（します・しました）ので、工事費用代金 円を負担するよう道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 58 条第 1 項の規定により命じます。

○○平成 年 月 日

道路管理者

熊本県知事○

印○

|       |  |
|-------|--|
| 路線名   |  |
| 場所    |  |
| 発生年月日 |  |
| 損傷内容  |  |

(留意事項)

- 1 負担金は別添の納入通知書により納入してください。
- 2 その他  
( )

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。なお、異議申立書(2 通)は知事宛てにして、当地域振興局の土木部維持管理課に提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として提起することができます(この場合、熊本県知事が被告の代表になります)。

(別記様式第 4 号)

熊本県達 第 号○  
(原因者住所) ○○  
(氏名) ○

費用負担変更命令書

平成 年 月 日付け熊本県達 第 号の一部を下記のように変更します。

平成 年 月 日

道路管理者

熊本県知事○

印○

記

「金 円」を「金 円」に改める。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。なお、異議申立書(2 通)は知事宛てにして、当地域振興局の土木部維持管理課に提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として提起することができます(この場合、熊本県知事が被告の代表になります)。

(別記様式第 5 号)

熊本県達 第 号○  
(原因者住所) ○○  
(氏名) ○

工 事 施 工 命 令 書

下記の道路損傷行為については、あなたが自らの負担において平成 年 月 日までに工事を施工するよう道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条第 1 項及び第 58 条第 1 項の規定により命じます。

○○平成 年 月 日

道路管理者

熊本県知事○

印 ○

|       |  |
|-------|--|
| 路線名   |  |
| 場所    |  |
| 発生年月日 |  |
| 損傷内容  |  |

(留意事項)

- 1 復旧工事の施工に当たっては、熊本県 振興局土木部長の指導・監督を受けその指示に従ってください。
- 2 復旧工事に取りかかる際は、事前に「工事着手届」を提出すること。
- 3 復旧工事が完了したときは速やかに「工事完了届」を提出し、完了検査を受けること。その際、不十分と認められる場合は補修を命じます。
- 4 その他  
( )

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。なお、異議申立書(2 通)は知事宛てにして、当地域振興局の土木部維持管理課に提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として提起することができます(この場合、熊本県知事が被告の代表になります)。

工 事 着 手 届

平成 年 月 日

熊本県 振興局長 様

〔原因者〕 住所  
氏名  
(TEL )  
〔連絡先〕 住所  
会社名等  
(担当者 )  
(TEL )

次のとおり工事に着手するので届け出ます。

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 路線名       | 道 線               |
| 命令の年月日・番号 | 平成 年 月 日 熊本県達 第 号 |
| 工事着手年月日   | 平成 年 月 日          |

工 事 完 了 届

平成 年 月 日

熊本県 振興局長 様

〔原因者〕 住所  
氏名  
(TEL )  
〔連絡先〕 住所  
会社名等  
(担当者 )  
(TEL )

次のとおり工事を完了したので届け出ます。

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 路線名       | 道 線               |
| 命令の年月日・番号 | 平成 年 月 日 熊本県達 第 号 |
| 工事着手年月日   | 平成 年 月 日          |

工 事 引 渡 書

以下の工事は、完了検査に合格し本日引き渡しを行いました。  
その証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通保有します。

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 路線名       | 道線                |
| 場所        | 熊本県地先             |
| 工事内容      |                   |
| 命令の年月日・番号 | 平成 年 月 日 熊本県達 第 号 |

平成 年 月 日

〔引渡人〕 住所 氏名 印

〔引受人〕 熊本県 振興局長 印

(別記様式第 9 号)

熊本県達 第 号○  
(原因者住所) ○○  
(氏名) ○

補修工事施工命令書

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 22 条第 1 項及び第 58 条第 1 項の規定に基づき命令（平成 年 月 日付け熊本県達 第 号）した道路の復旧工事については、検査の結果不十分であったので、平成 年 月 日までに下記のとおり補修することを命じます。

○○平成 年 月 日

道路管理者

熊本県知事○

印○

記

- 1 路線名
- 2 場所
- 3 補修を要する部分及び補修の方法

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 4 条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。なお、異議申立書(2 通)は知事宛てにして、当地域振興局の土木部維持管理課に提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として提起することができます(この場合、熊本県知事が被告の代表になります)。

# 道路損傷行為に係るフロー図

